

12月期一時金、不本意ながら仮受結！

一般職（1～5級、6級総括主査）支給式

{(本給×2.28月×評価反映率)+6,500円×扶養手当人数+66,465円
+職務別加算}×期間率-所要の調整

評価反映率 S:1.05 A:1.03 B:1.00 C:0.97 D:0.95

職務別加算 = {本給×(1+地域調整手当の支給割合)}×加算率×2.28月

地域調整手当の支給割合：東京特別区0.06、その他の地区は0.02

加算率：3級以下：0 4,5級：0.05 6級：0.1

所要の調整^{注1} = {(本給+職責手当+研究手当+初任給調整手当+扶養手当+特地域勤務手当+地域調整手当+住居手当+単身赴任手当【支給されている場合は一律23000円として計算する。】+調整額1+調整額2+調整額3)^{注2}×調整月数^{注3}×0.0024} + {6月期一時金支給額×0.0024}^{注4}

注1：本年4月1日時点で本給表の2級40号給、3級23号給及び4級11号給並びに5級以上の適用を受けていた職員又は本年4月2日から12月1日までの間に前記の適用を受けることとなった職員は所要の調整を行う。それ以外の職員は「所要の調整」はしない。

注2：注1に示す適用を受ける職員の4月の給与通知書にある額又は適用を受けることとなった月の給与通知書にある額

注3：本年4月から11月までに注1の適用を受けていた月数

注4：本年6月1日時点で注1の適用を受けていた職員について期末手当分の所要の調整を行う。

常勤職員支給式

(本給×2.28月+6,500円×扶養手当人数+15,140円)×期間率-所要の調整^{注5}

注5：常勤職員本給表の事務補助の適用を受ける常勤職員で64号以上の方を対象に一般職員と同様の方法で調整を行う。

臨時職員支給式

平成21年6月2日から平成21年12月1日までの期間において

(1)出勤日数 20日以上 40日未満の者：本給日額の12日分

(2)出勤日数 40日以上 70日未満の者：本給日額の23日分

(3)出勤日数 70日以上 100日未満の者：本給日額の29日分

(4)出勤日数 100日以上の場合：本給日額の32日分

(注)臨時用員就業規則に定める年次休暇及び特別休暇は、出勤とみなす。

嘱託職員については「従来通り」です。

(団体交渉での労組発言内容)

・12月期一時金について

「所要の調整」は、機構がどのように言い訳してもマイナスの遡及である。労組としては、このようなことはすべきでないとする。国家公務員に対して人事院勧告に基づいて実施されるからという理由で我々に押し付けるのは、機構としての自主性に欠けるといわざるを得ない。今後はこのようなことを行なわないと約束してほしい。

(機構：遡及ではなくあくまでも年収ベースの調整であり、今後も行なわないとは約束できない。その時の社会情勢、全体の考え方、枠組みの中で考える。)

労組として、今回の一時金については、月数においては機構の一定の努力は認められる。月数や「所要の調整」が諸手当にまで及ぶことについては納得の行くものではないが、協議を続けてもこれ以上の進展が見込めないのであれば、一時金は職員と家族と生活を支える重要な収入であり、支給を遅らせる訳にもいかないの、やむを得ず、本日、仮受結することとする。

今後、ますます厳しい状況が予想されるが、機構の経営陣として、職員の処遇の切り下げをやめ、維持・発展させていくことに最大限の努力をしてほしい。

・機構の今後のあり方・天下り・出向問題について

機構の今後のあり方、事業、予算、人員、そして我々の処遇について、職員の中に不安が広がっている。第二期中期計画がどのようになるのかについても、注目している。原子力の研究開発を担う公的機関として、国民の負託に応えた事業を遂行し、そのための予算・人員の確保、我々の処遇の発展のために、理事会はしっかりと対応してほしい。

民主党政権は「天下り禁止」を公約にしている。我々も天下り禁止を求めてきた。ぜひ、その方向で進めてほしい。天下りの受入れとその法人のあり方や必要性の問題は、本来は別のもので我々は考えているが、民主党は「天下りの受入れ=無駄の温床=法人の廃止も検討」という図式を示し、国民の中にも一定の支持を得ている。行政刷新会議は11月19日の第3回会議の中で、「独立行政法人の抜本的見直し」を決め、見直しの結果によっては、法人の廃止、民営化、移管等の措置もありうるとしている。このような攻撃的にならないためにも、機構への天下りの受入れも、機構から関連する公益法人や民間企業への天下りもやめるべきである。

また、技術開発協力員という形態で他法人から多くの出向者を受け入れているが、それにはいろいろと問題があり裁判もおこされている。このままでは、さらに矛盾も出てくるのではないかと労組としては危惧しており、出向制度の改善を求める。

明日(12/4)中央委員会開催

日時：12月4日(金)18:30～

場所：原科研 第1研究棟第5会議室

議題：2009年度賃金改定、12月期一時金について

行政刷新会議「独立行政法人の抜本的見直し」を決定

～ 全法人のすべての事務・業務を厳格に見直し。

廃止、民営化、移管等もありうる。～

行政刷新会議は、「事業仕分け」の中間総括も兼ねた11月19日の第3回会議の議論の中で、「独立行政法人の抜本的見直し」を行うことを決めました。見直しの結果によっては、法人の廃止、民営化、移管等の措置もありうるとしています。また、特別会計の事業の見直しも決めています。独立行政法人制度自体の根本的見直しも含め、制度の在り方を刷新する、としています。

独立行政法人については、随意契約の見直しも課題に挙げられています。「関連法人等との資金や人の流れの透明性は確保されているか」「随意契約は、真に合理的な理由のあるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか」が検証の視点に挙げられています。「公益法人」と「随意契約」がキーワードです。公益法人の関係では、天下り問題をからめているのが特徴です。今年9月には、独立行政法人から関連する公益法人への天下りの人数や契約金額の多さについてマスコミで報道されました。その報道では、原子力機構から公益法人への天下り人数は、独立行政法人の中で上位に位置しています。

公益法人の業務で事業仕分けの中で取り上げられた例としては、法務省が関与して設立された財団法人が長年にわたり随意契約で登記事務を請負ってきましたが、数年前に突然、「これからは民間企業も含めた競争入札にする」とされ、結果として、主に派遣業の会社が極めて低価格で次々と落札し、財団法人で働いていた職員の大量失業が生まれています。今回の事業仕分けの議論では、「その財団法人には法務省OBが大量に天下っている。競争入札といっても入札参加条件を厳しく設定して、財団法人を有利にしているのではないか。入札条件をゆるめて、その業務をできるという者であれば入札価格の安い業者が落札できるようにすべきだ。」とされ、公益法人という存在そのものを否定するような議論が大方を占めました。

民主党は「天下り先＝無駄の温床」という図式を作り、天下りと法人の業務をリンクさせて問題視しています。本来、天下りとその法人の業務の必要性・公共性については切り離して考えるべきものです。原研労組としては、中央官庁からの天下りも原子力機構からの天下りもやめるべきと従来から主張してきました。早くその方向に転換しないと、原子力機構や関連する公益法人が組織的に大きなダメージを受ける可能性があります。

～ 組合書記募集中 ～

労働条件や業務内容の概要は以下のとおりです。
詳細は組合事務所までお問合せ下さい。

応募書類は12月14日(月)必着です。

初任給：154,700円(高校新卒)～210,700円(上限)

(参考金額：30歳194,700円、経験年数に応じて)

雇用期間の定めのない正社員、事務職

定期昇給：4,000円/年、一時金：年間2ヶ月(初年度は期間率のため1.5ヶ月)

勤務時間：9:30～18:00(ただし2010年4月から9月までの試用期間中は
引継ぎのため、現書記と同じ9:00～17:30)

完全週休2日制、有給休暇は20日/年・最大40日、夏休みは7日

業務内容：財務・会計処理及び事務一般

財務・会計処理(給与天引き名簿の作成、各四半期報告書の作成、年度
会計・決算報告書の作成と監査準備、税金・社会保険料等の計算、伝票
整理、各種支払い等の会計処理、組合費の受付、等)

事務一般(事務用品の購入、電話・郵便物等への対応、書類等の仕
分け・電子化、ホームページの管理、印刷作業、等)

知識技能等：2年程度の会計事務経験を有することが望ましい

ワープロソフト、表計算ソフト等が使えることが望ましい

加入保健等：原子力健康保険、雇用保険、労災保険、厚生年金

雇用開始：2010年4月1日(9月までの6ヶ月間は試用期間とします)

募集期間：11月20日(金)～12月14日(月)

募集期間内に応募書類を提出のこと

「求人票」及び「応募書類」は組合事務所に用意してあります。
お手数ですが応募者本人が直接、組合事務所まで請求して下さい。
内線:81-5413 外線:029-282-5413 E-mail: genkenrouso@muse.ocn.ne.jp